

# 役員<sup>の</sup>報酬等及び費用弁償に 関する規程

令和6年1月1日

社会福祉法人 愛の友協会

## 役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛の友協会（以下「当法人」という）定款第9及び第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何は問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には勤務形態応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 役員報酬については業務に応じた報酬を支給するものとする。
- (2) 役員報酬は別表1の通りとし、理事長以外の役員及び評議員にあつては無報酬とする。
- (3) 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対して報酬は支給しない。
- (4) 役員及び評議員が職務のため出張したときは、出張取扱規程に定める額を支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たり負担することとなる費用を  
弁償するため、別表2に掲げる費用弁償を支給する。

(職務の種類)

第5条 費用弁償を支給する職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会い

- (4) 役員の種類研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(費用弁償の支給額及び支給方法)

第6条 前条各号に規定する職務に係る費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 前条(1)から(3)に規定する職務については、別表2のとおり支給する。
- (2) 前条(4)及び(5)に規定する職務については、社会福祉法人愛の友協会出張取扱規程を準用し、付表1に規定する役員欄の額を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、前項

(2)に掲げる費用弁償については、当該役員及び評議員の旅費請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(退職(慰労)金の額)

第7条 理事長が退任した場合には、第8条に定める基準に基づき退職(慰労)金を支給する。

第8条 当該理事長が歴任した年数に対して、次の計算式により算出した額を限度として支給する。

(退任時の報酬年額÷12)×在任年数×係数(報酬年額は別表1に定める額とする。)

役位	係数
理事長	2.0

(役位在任年数)

第9条 役位在任年数は、就任の月から退任の月までとし、1年未満の端数は切り上げるものとする。

(公表)

第10条 当法人はこの規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によ  
るものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

平成 29 年 4 月 1 日改正

令和 元年 8 月 29 日改正

令和 2 年 6 月 1 日改正

令和 3 年 6 月 29 日改正

令和 3 年 10 月 1 日改正

令和 4 年 6 月 29 日改正

令和 6 年 1 月 1 日改正

別表1 役員報酬

役職名	報酬の額	実費弁済費
理事長	年額 8,000,000 円	交通費については報酬額に組み込まれる。

別表2 役員及び評議員の費用弁償額

役職名	費用弁償額	実費弁済費
(1) 評議員 評議員会への出席	日額 10,000 円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき30円 (有料道路代は別途)
(2) 理事(理事長以外) 理事会、評議員会への出席	日額 10,000 円	
(3) 監事 監事監査等への出席 評議員会・理事会への出席	日額 10,000 円 10,000 円	